

★注 意 事 項★

①保健所関係

臨時営業許可について

出店者各自で出店品目の臨時営業許可を保健所へ申請願います。

本祭当日、実行委員にて出店者への確認を行います。

※臨時営業許可がない場合は、出店の許可がおりない場合がございますので
ご注意ください。

②火器の取り扱いについて

- ・売店にて火器を取り扱う場合は、必ず消火器をテント内に設置して下さい。

③税務署関係

- ・届出による酒類期限付き酒類小売業免許を所持しないで、缶ビール等の酒類は販売できません。

④入口案内アーチ看板について

出店者会議以降に出店者の場所の変更を行った場合、アーチ製作の都合上訂正ができない場合がございますので、ご了承ください。

⑤その他

- ・ビアショルダー等で売店以外でのビール等の酒類の販売は禁止とします。
- ・売店の通路側に必ずゴミ箱を設置すること
(ごみ処理要領については別紙参照のこと)。